



王寺町告示第11号

王寺町都市計画マスタープランの策定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第3項の規定により、次のとおり告示し図書を公衆の縦覧に供する。

1. 縦覧場所 王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課
2. 縦覧期間 午前8時30分から午後5時15分まで
※土・日・祝日を除く

平成30年3月8日

王寺町長 平 井 康 之

